

マイナポータルを活用した申告の簡便化策の拡充のイメージ

納税者

① マイナポータルの開設

② 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用



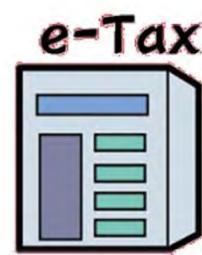
③ マイナンバーカードで認証



④ 証明書データを自動で取得・自動転記



⑤ e-Tax送信



行政機関等		
電子化対象データ	主な発行先	実施時期
寄附金受領証明書(ふるさと納税)	市町村等	2021年1月予定
医療費通知	保険者	未定 拡充
公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構	今後実施を前提に検討
上記以外の支払情報(社会保険料控除証明書等)	多数	クラウド方式により対応?

民間企業		
電子化対象データ	主な発行先	実施時期
保険料控除証明書	保険会社	
地震保険料控除証明書	損保会社	2020年10月予定
住宅ローンの年末残高証明書	銀行	拡充
特定口座年間取引報告書	銀行	2021年1月予定
上記以外の支払情報(給与所得の源泉徴収票等)	多数	クラウド方式により対応?

民間送達サービス

データ連携

電子交付

マイナンバーカードの普及促進

- マイナポータルによるワンクリック申告を実質的に機能させるためには、マイナンバーカード及びマイナポータルを十分に普及させることが重要だが、現在の普及率は低調(平成31年4月17日現在、マイナンバーカードの交付率は13.1%)。
- マイナポ・ワンクリック申告の実現には、マイナンバーカードの普及促進が課題。
- 現在、デジタルガバメント閣僚会議の下、マイナンバーカードの健康保険証利用等、その普及促進策が検討されている。

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

1 マイナンバーカードの普及

1. 全体スケジュール

- ✓ マイナンバーカードの普及に係る工程表

2. 施策

①健康保険証

- ✓ 2020年度から本格運用開始(通常国会に法案提出予定) 等

②自治体ポイントへのプレミアム付与

- ✓ 2020年度、臨時・特別の措置として実施する消費活性化策(平成31年度予算案に準備経費計上) 等

③カードの取得・更新手続きの負担軽減

- ✓ カード申請・交付機会の拡大、円滑かつ確実に更新可能な手続負担の軽減 等

④カードの利便性、保有メリットの向上

- ✓ 民間利用、コンビニ交付サービスの普及拡大 等

⑤カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報

1

マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点

2 マイナンバーの利活用

①預貯金付番等の活用

- ✓ 社会保障の公平性の確保、範囲、方法、国民理解 等

②医療分野への活用

- ✓ 資格確認、薬剤情報等の活用による医療保険事務の効率化、多剤・重複投与の削減 等

③行政の利便性向上・運用効率化

- ✓ デジタルガバメントの推進加速 等

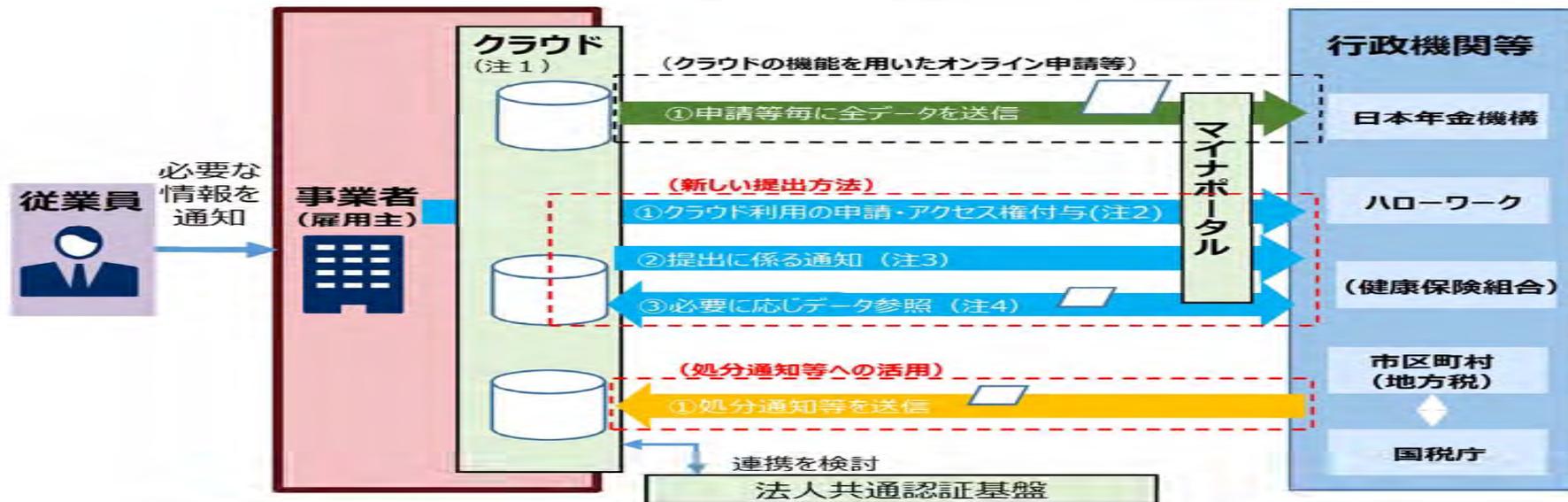
2

平成31年2月15日 デジタル・ガバメント閣僚会議(第3回)「資料1:マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用に向けた論点」

企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画(検討中の方向性のイメージ)

- 内閣官房においては、一層の生産性向上を図るため、例えば、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画を推進することを検討している。
- この企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画については、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しを進め、ロードマップに基づき、様々な課題について整理し、実現可能性を含めた検証を十分に行いながら、以降順次、実現に向け取り組むこととされている。
- 例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等(注1)に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する(注4)仕組みを構築することが考えられる。

新しい提出方法では、民間事業者から各行政機関等に対し、調書類、添付書類等を提出させることに代えて、必要なデータをクラウド(注1)に記録した場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知を送信(注2)し、行政機関等が必要に応じて情報を参照(注3)する仕組みを構築する。
クラウドを行政機関等から民間事業者への処分通知等の送付にも活用することを想定するほか、クラウドの機能を活用したオンライン申請等も可能となる想定である(第二章参照)。

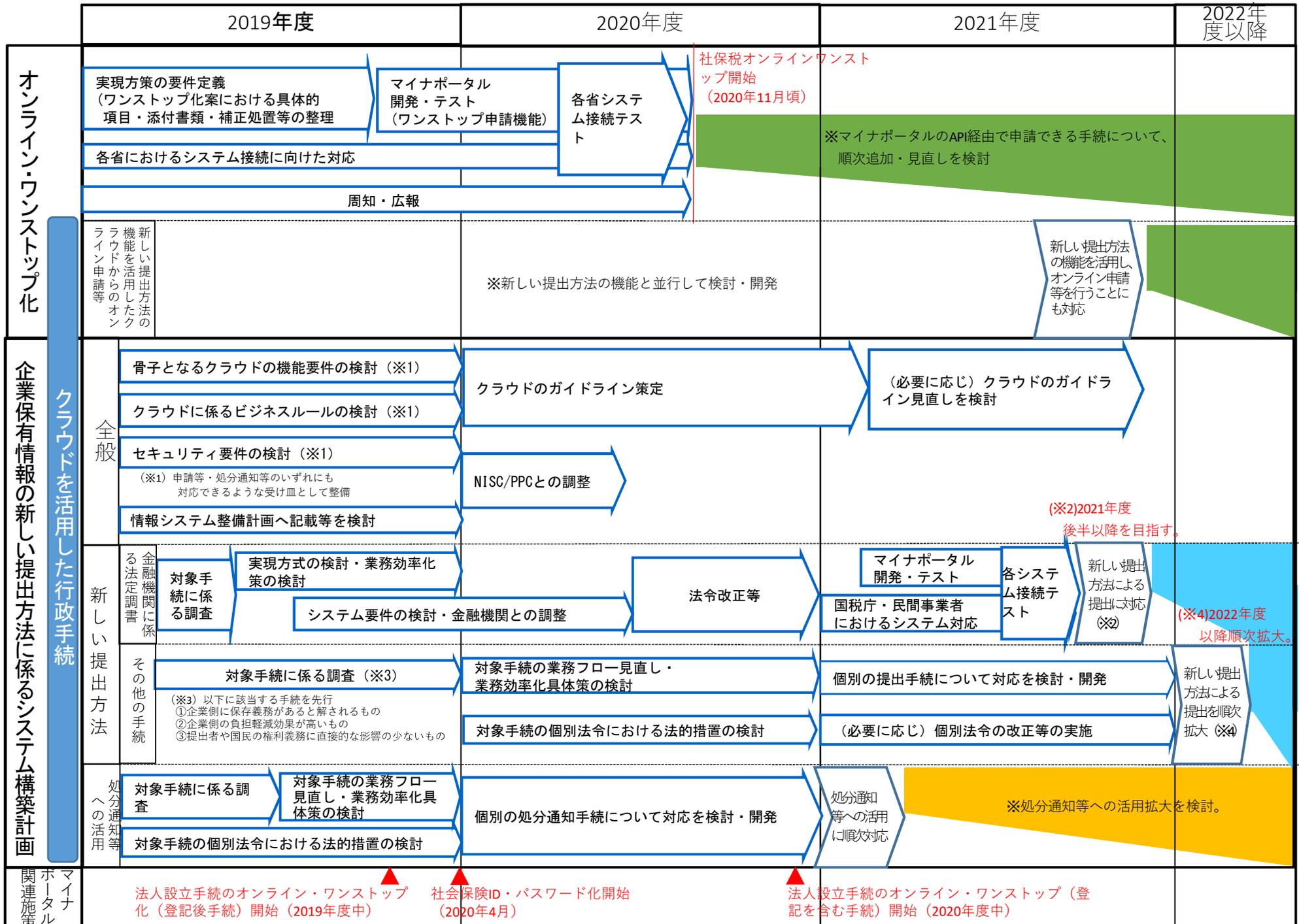


- (注1) 「クラウド」とは、民間クラウドサービスのほか、大企業のデータセンター等も想定し、企業が有する企業保有情報の提出に使用できるものであり、その要件はデジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令で規定することを検討する。
- (注2) アクセス権付与の時期については、事前に行うことを原則としつつ、別途②提出に係る通知と同時に進行する場合についても、法的整理を検討する。
- (注3) クラウドに提出データが提出された場合、自動的に行政機関等に対して、提出に係る通知が送信される。
- (注4) 各行政機関等が参照・取得可能な情報は、法令に基づき提出を受けている届出事項、添付書類、調書類等で取得している情報の範囲内。行政機関等がクラウドから直接情報を参照・取得する仕組みとするか、マイナポータルを経由させる仕組みとするかという点については、今後検討していく。

出典: 企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理
(2019年(平成31年)4月18日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

オンライン・ワンストップ化及び企業保有情報の新しい提出方法に係るシステム構築計画のロードマップ

従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(別添2)



※本ロードマップにおける「クラウド」については、デジタル行政推進法第6条第1項に基づく主務省令において要件を定めることを検討する。

企業保有情報の新しい提出方法の税務手続における活用(検討中の方向性のイメージ)

- 最終整理においては、今後、各種行政手続や民間企業の業務実態を見渡した上で、利用者視点に立ったBPRを徹底するとともに、どのような手続についての活用が適切か精査を重ねつつ、本施策に親和性がある対象手続を検討する必要がある、例えば以下のような手続から、「対象手続」として定めていくことを検討することとされている。
 - ①行政機関等に提出が定められている資料について、併せて提出者において一定期間保存義務が課されていると解される手続
 - ②企業側の負担軽減効果が高い等、ニーズが高いと考えられる手続
 - ③提出者や国民の権利義務に直接的な影響が少ない手続
- ➡ 企業から税務当局に行われる支払調書等の提出のうち、国民の権利義務の変動に直接的な影響がなく、提出件数が比較的多く、企業の負担軽減に資すると見込まれるものについて、先行して実施できるよう検討
- 企業がクラウドを活用して行政機関に対する提出が可能となる仕組が構築されることを前提に、従業員が、企業によってクラウド上に格納された情報を活用できる仕組についても検討する。

